

令和 7 年 5 月 30 日

一宮市表彰条例施行規則及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中 野 正 康

令和7年5月30日

一宮市表彰条例施行規則及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中 野 正 康

一宮市規則第23号

一宮市表彰条例施行規則及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

一宮市表彰条例施行規則及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(令和6年一宮市規則第27号)の一部を次のように改正する。

本則第2条の表中

「

(休業補償を行わない場合) 第6条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) <u>懲役、禁錮若しくは拘留の</u> 刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合	(休業補償を行わない場合) 第6条の2 略 (1) <u>拘禁刑又は</u> 拘留の 刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合
---	--

」を

「

(休業補償を行わない場合) 第6条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。	(休業補償を行わない場合) 第6条の2 略
--	----------------------------------

	<u>災害補償等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)</u> 3 この規則の施行の日前にした行為に対する旧刑法第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)若しくは旧拘留の刑の執行のため刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。)に拘置されている者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対するこの規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第6条の2第1号の規定の適用については、懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者とみなす。
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。